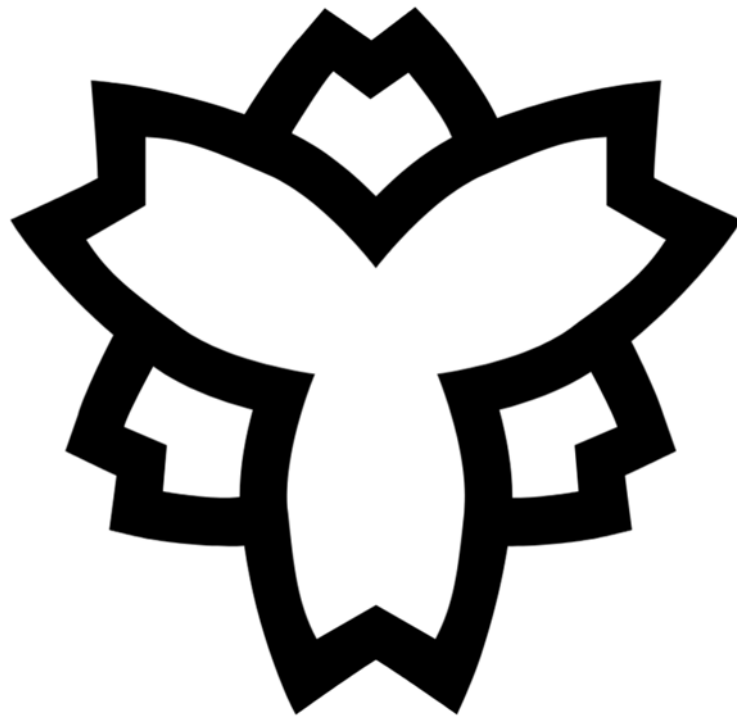


日本体育大学学友会サッカー一部同窓会会則  
日本体育大学学友会サッカー一部同窓会会則細則



日本体育大学学友会サッカー一部同窓会

# 日本体育大学学友会サッカー部同窓会会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、日本体育大学学友会サッカー部同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を会長指定の場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は会員相互の親睦並びに交流を図り、日本体育大学学友会サッカー部の伝統を継承し、現役の活動を支援する。

併せて日本サッカー界の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 会員相互の親睦・交流
- (3) 日本体育大学学友会サッカー部への支援
- (4) 大学支援の強化プロジェクト活動事業
- (5) 日本サッカー協会との連携・協力
- (6) その他目的を達成するための事業

## 第3章 会員及び会費

第5条 本会の会員は、正会員と特別会員とする。

(1) 正会員 日本体育大学を卒業し、本会の目的に賛同する者。

(2) 特別会員 正会員以外で日本体育大学学友会サッカー部の発展に貢献された方。

第6条 本会の会員は、各都道府県・名蹴会に登録すること。

第7条 本会の会費は、正会員 年額3,000円とする。

## 第4章 役員及び任務

第8条 本会には、次の役員を置き、次の任務を行う。

(1) 会長 1名 本会を代表して会務を統括する。

(2) 副会長 若干名 (大学・地域・名蹴会・強化事業委員会の代表) 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

(3) 代議員 各地域・名蹴会より代表1名 代議員会を構成し、執行機関となる。

(4) 支部長 都道府県代表・名蹴会1名 各支部の総括をする。

(5) 事務局 若干名 庶務・会計を司る。

(6) 監事 3名 事業及び会計を監査する。

(7) 顧問・参与を置くことができる。

第9条 各地域は、次の9地域・名蹴会とする。

- (1) 北海道（全道）
- (2) 東北（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）
- (3) 関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）
- (4) 北信越（新潟、長野、富山、石川、福井）
- (5) 東海（静岡、愛知、岐阜、三重）
- (6) 近畿（滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫）
- (7) 中国（鳥取、岡山、島根、広島、山口）
- (8) 四国（香川、徳島、愛媛、高知）
- (9) 九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
- (10) 名蹴会

第10条 支部とは、47都道府県と名蹴会と強化事業委員会とする。

第11条 本会の役員任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。なお、任期は4月1日から翌々年の3月31日までとする。（但し、会長の任期は2期、4ヶ年以内とする）

第12条 会長、副会長、監事の選出は総会において行う。

第13条 代議員は、各支部内の輪番制とする。

第14条 各支部は支部長1名を選出する。

## 第5章 会 議

第15条 本会の会議は、総会・役員会及び代議員会とする。

第16条 総会は、年1回定例会を開催する。なお、臨時総会を開催することができる。

第17条 総会は、役員及び会員で構成する。

第18条 役員会は、必要あるときに会長が招集する。

第19条 代議員会は、年1回定例会を開催する。なお、必要ある時は臨時代議員会を開催することができる。

第20条 代議員会は、会長・副会長・代議員及び監事で構成する。

第21条 代議員会は会員の意見を反映させ、健全な運営の執行機関となる。

第22条 地域支部長会は、各地域で開催し必要な意見を代議員会に上申する。

第23条 総会及び代議員会の議決は、議長・監事を除く全出席者の単純多数決で決する。

第24条 総会の議長は、会長が司る。代議員会の議長は、代議員の互選による。

第25条 総会は、最高議決機関とし重要な事項の審議を行う。

第26条 本会の会議には、会員全ての出席の権利を有する。

## 第6章 会則の改廃

第27条 本会の会則は、総会において全出席者の単純多数決の賛成を得なければ改廃することはできない。

第28条 本会の会則を施行するについては必要な事項が発生した時、代議員会の議決を経て別に定める。

第29条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

- 附則
- 1、本会則は、平成3年8月25日から施行する。
  - 2、平成7年10月17日一部改正。
  - 3、平成8年10月13日一部改正。
  - 4、平成11年10月24日一部改正。
  - 5、平成15年9月13日一部改正。(会計年度の期日)
  - 6、平成17年9月10日一部改正。(顧問、参与の設置)
  - 7、平成21年12月5日一部改正。(名称、事業、名蹴会、強化事業担当の設置)。
  - 8、平成24年12月8日一部改正。(役員任期、会計年度の期日)
  - 9、令和6年6月22日名称の改正(日本体育大学学友会サッカー部同窓会)
  - 10 令和6年6月22日名称の改正(会長の任期)

# 日本体育大学学友会サッカー部同窓会会則細則

## 第1項 会費の納入について

会則の定めに従い各支部、名蹴会は・会員名簿を添えて、8月31日までに、会長指定の銀行口座に納入すること。追加納入については別に示す。

## 第2項 会費の執行について

本会の事業費については、総会及び代議員会の議決を経て会長、代議員会議長及び監事の決裁をもって施行する。臨時の執行については代議員会に諮り議決を経る。

## 第3項 役員費

- 1、役員（支部長は除く）
  - 1）旅費 居住地から会場までの普通運賃補助（新幹線）  
（ただし、総会・役員会に限り、補助）
- 2、その他 本会として、事業費に要する役員費は、代議員会に諮り議決を経る。

## 第4項 地域支部長会議規定

- 1、地域支部長会議は、本則第22条の定めにより各都道府県支部長により組織される。
- 2、会議は、「日本体育大学学友会サッカー部同窓会□□地域支部長会」と称する。
- 3、地域支部長会議の議長は、代議員が司る。
- 4、支部長会議の招集及び運営は、監事支部を定めこれが当る。
- 5、会議の開催は、年1回を原則とする。
- 6、支部会長の任務は、
  - （1）副会長・代議員の選出。
  - （2）総会・代議員会への議題討議。
  - （3）総会・代議員会での議事の報告。
  - （4）その他
- 7、支部長の費用については、各支部負担とする。

## 第5章 支部規定

各都道府県は支部を組織する。支部の基本規定は次の通りとする。

ア) 日本体育大学学友会サッカー部同窓会□□県支部と称する。

イ) 支部長1名、副支部長2～3名、監事若干名、庶務・会計幹事2名、監査3名を置く。

また、各都道府県の状況に応じ、会長・副会長を置くことができる。

- ウ) 会費は各支部の活動状況に応じて適宜徴収する。全国同窓会会費納入の手続きは、各支部の責任において行う。支部会則に明記すること。「会員の登録は県内在住・在勤を問わず本人の希望する支部で受け入れる」。
- エ) 活動は本則に従い、日本体育大学学友会サッカー部同窓会に相応しい活動を行う。支部が日本体育大学学友会サッカー部同窓会の名称を使用して活動する場合は、会長に報告すること。但しこのことは、支部活動を制限するものではない。
- オ) 支部事業として活動する事業費は支部費として賄う。
- カ) 支部会則、会員名簿、出納簿等は必ず備え、5年間程度保管すること。また必要ある規定（会議録・旅費規程 等）を備えることが望ましい。

- 附則
- 1、本細則は、平成7年10月17日から施行する。
  - 2、平成8年10月13日一部改正。
  - 3、平成15年9月13日一部改正。（会費納入の期日）。
  - 4、平成21年12月5日一部改正。（名称・地域副会長の推薦）
  - 5、平成24年12月8日一部改正。（役員費）